

照会事案							ver.200911
機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答	
関東農政局	P9既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく工程表（大井川水系（大井川））について 畑窪第一ダム及び井川ダムの洪水調節機能強化に向けた具体的な検討内容を教えてください。					洪水調節機能強化については、今後の事前放流の運用改善や、施設改良の可能性も含めて、ダム管理者と検討協議を予定しており、現時点では具体的な検討内容は未定です。	
関東農政局				P17事前放流実施後のダム水位回復状況について 昨年の台風15号洪水時の水位回復状況の検証同様に、各ダムでは、事前放流に伴い洪水調整期間中に容量を確保し、洪水量以下となった場合には、直ちに容量を確保する操作を各ダムで共通に行うと考えて良いか。 また、台風15号洪水の検証における、洪水調節後に確保できる容量（⑥）の具体的な計算を教えてください。		容量回復は洪水量以下となった場合には速やかに実施します（事前放流ガイドラインのとおり） 洪水調節後に確保できる容量（⑥）の計算方法としては、台風15号の流入量実績より各ダムの確保流量との差分より計算を行っています。	

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
関東農政局					各ダム事前放流実施要領（案） 事前放流を行う場合の関係機関への通知について、関係機関に関係利水者の追加をお願いします。	ダム管理者からの関係機関への通知については、操作規則に定められている関係機関への通知としており、事前放流開始・終了についてはHPやtwitter等で周知するとしています。 (長島ダム、中部電力) 当面は、上記の方法での実施を予定しています。
関東農政局					各ダム事前放流実施要領（案） 各ダム事前放流実施要領（案）について協議会後に中部地整に確認することですが、内容が変更されることがないようにお願いします。	事前放流要領（案）は、操作規程等の中の一つの操作方法としてダム管理者と調整中です。9/1時点では変更の話は出ておりません。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
関東農政局					幹事会の議事録について 協議会の報告事項となると思いますが、各機関への事前確認をお願いします。	協議会の場で、報告します。報告に使用する資料は、事前に資料を送付します。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					1 事前放流実施要領について ・予測降雨量に応じた低下目標水位との計算方法は、「事前放流ガイドライン」 2. 2. 2 (1) のどの計算方法を使用しますか。	原則「事前放流ガイドライン」2. 2. 2. (1) 1)のとおりで、長島ダムでは過去の流出モデル等による洪水流出解析にて低下目標水位を定めるよう考えています。 中部電力のダムでは、「事前放流ガイドライン」2. 2. 2. (1) 2)簡易計算式の②の計算を適用する予定です。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					1 事前放流実施要領について 第4条関係機関への連絡について、ダム操作規定に基づく連絡が（案）として示されていますが、幹事会で説明があったとおり、連絡体制について幹事・オブザーバーへ意見照会した後、その結果を踏まえて最終案として示されると理解してよろしいですか。	ダム管理者からの関係機関への通知については、操作規則に定められている関係機関への通知としており、事前放流開始・終了についてはHPやtwitter等で周知するとしています。 (長島ダム、中部電力) 当面は、上記の方法での実施を予定しています。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					事前放流実施要領について 洪水可能調節容量に該当する水位における各ダムの貯水量を御教授ください。(畑 籾第一ダム、井川ダム、長島ダム)	・畑籾第一ダム 17,843千m ³ ・井川ダム 47,199千m ³ ・長島ダム 4,308千m ³ となります。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					事前放流実施要領について 第四次意見照会におけるQAでは、利水への影響を回避する旨検討し、実施要領に明記していくという回答をいただきましたが、これに該当する条文とその内容を御教授ください。（畑窪第一ダム、井川ダム、長島ダム	・中部電力のダム群運用の事前放流実施要領（案）では、（中止）第5条第5項があり、文末には「下流利水補給が必要な場合はこの限りではない。」との記載があります。 ・長島ダムについては、大井川で唯一河川法に基づく下流利水者のための放流について、ダム操作規則に記載があります。そのうえで事前放流実施要領(案)の（中止）第5条第5項の記載があります。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課				幹事会・幹事会資料について 資料1 第四次意見照会で、予測が外れた場合どの程度で貯水位が回復するかについて、丁寧な説明を依頼したところで、p17の資料は基準降雨量の降雨が降った場合の貯水位回復についてお示しいただいたもので、予測が外れた場合（予測と実績の差が大きい場合）については今回の資料には含まれていません。予測が外れた場合のシミュレーションを示していただきたい。		予測降雨は適宜見直すものであり、基準降雨量を下回った場合は、事前放流を実施しません。幹事会の場において、静岡地方気象台から事前放流について、「どのような形になるか分からないが、取組みに協力していきたい」とご助言をいただいていたところです。皆様と協力して予測の大きな外れのないように取り組んでいきたいと考えます。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課	資料1 p6 基準降雨量について、「長島ダム地点358mm/2日」と記載されていますが、幹事会で説明があったように、「長島ダム上流域358mm/2日」と記載するべきではないでしょうか。（資料1 p11（1）の説明と合致しない）					ご指摘のとおり、資料1 p 6 資料の長島ダム地点の表記を、長島ダム上流域に修正します。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
静岡県くらし環境部環境局 水利用課			・資料1 p11～ 「関係機関への連絡」について、今後照会いただけることですが、協議会幹事、オブザーバーにも照会いただけるということでよろしいですか。			関係期間への連絡先については、オブザーバーも含めて照会します。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課				資料1 p16 「図：事前放流の有り・無しと長島ダム流入量と放流量の比較」において、①長島ダムがいつから事前放流したことになりますか。②洪水期間以前の事前放流量有り放流量≒事前放流無し放流量となっている理由について教えてください。		①事前放流の開始は72時間前としています。 (事前放流の開始が3日前よりとなっており、それに伴い、72時間前と定義しています。) ②9月1日以前に事前放流を完了し、9月1日から洪水対応を実施している。事前放流量有り放流量≒事前放流無し放流量となっている理由は、畑窪第一ダムと井川ダムで容量確保されており、放流量が減少している為です。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課				資料1 p16 において、畑窪第一・井川ダムについては、どの時点からの程度事前放流したと想定しているのか、長島ダムの図に相当するものを追加資料として御提示いただきたい。		9月1日時点で最大確保量が確保できた場合で想定しています。資料については、畑窪第一ダム・井川ダムを追記します。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
静岡県くらし環境部環境局 水利用課				資料1 p17 長島ダム下流域で洪水の危険性が高い地域の安全を考慮しても、3日間で各ダムから④に相当する量を放流可能なのですか		3日間で容量確保することは十分可能です。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					資料1 p24 今後「流域治水プロジェクト」の説明がありました。大井川水系の場合、基準降雨量の設定にあたり、長島ダム下流域における河川整備が実施されていない箇所に合わせ、他水系に比べ基準降雨量の発生頻度が高くなっています。第三次意見照会での意見や、5月27日の利水者向け説明会でも質問・意見があったとおり、利水への負担を軽減するためにも、利水ダムの堆砂対策についても、ダム管理者だけではなく国の補助などにより、早期に実施するなど、積極的な対応を行い、水系全体で治水機能を高めていくような対応をお願いいたします。	基準降雨量(案)については、県区間の河川整備計画の点検等、県管理区間の改修進捗に合わせて引き上げていきます。また、利水ダム堆砂対策については、今後は、総合土砂管理計画策定の中で議論を進めてまいります。堆砂対策掘削においても、静岡県をはじめ、ダム管理者様のご協力が必要です。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課	資料1 p7 「治水協定を実施するにあたり、河川管理者とダム管理者及び他の治水協定者と協働し、必要な調整を行い、関係地方公共団体及び利水者（既得利水者を含む）へ説明を行い理解を得て実施体制の早期確立を目指します。」とあります。8月5日に開催された幹事会やメール照会だけではなく、利水者等の十分な理解を得るため、今までのQAで保留となっている項目への回答・説明など、より丁寧な対応をよろしくお願いたします。					利水者等への対応については、幹事会（8/5開催）での質疑や、今後開催する協議会での質疑を受けて対応させていただきます。
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					意見照会や5月27日開催の利水者向けの説明会において、損失補償の対象について今後詳細が示される旨の説明がありましたが、その後明確に示された基準などはありますか。	今のところ損失補償に係る新しい情報はありません。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
静岡県くらし環境部環境局 水利用課					第四次意見照会に対するQ Aにおいて、空振りを避けるための具体的対応を検討し、調整していくとの御解答でしたが、具体的にはいつ頃どのように示される予定ですか。また、具体的対応については、協議会・幹事会資料や議事録として、明文化していただくよう御検討をお願いします。	予測降雨は適宜見直すものであり、基準降雨量を下回った場合は、事前放流を実施しません。幹事会の場において、静岡地方気象台から事前放流について、「どのような形になるか分からないが、取組みに協力していきたい」とご助言をいただいていたところです。今後は、関係者と協力し、予測の大きな外れのないような最善の策を話し合っていけたらと考えます。
静岡県河川砂防局河川企画課					資料1のP7に記載されている「今後の予定など」において、「関係地方公共団体及び利水者（既得利水者を含む）へ説明を行い理解を得て実施体制の早期確立を目指します。」とありますので、引き続き、大井川下流域治川の関係地方公共団体及び利水者に説明して意見を聴き、理解が深まるよう、丁寧な対応をお願いします。	大井川下流域治川の関係地方公共団体及び利水者（既得利水者を含む）皆様には、本取り組みに係るご理解とご協力をえら得られる様に、今後も引き続き丁寧な対応に努めます。
大井川右岸土地改良区					会議の運営について だれの責任で招集され、取り扱いが指導されるのか、必要な情報は河川事務所で見集し、方針や方法は河川事務所決定し、各事業所などに依頼するとう強い姿勢がないと時間もかかるし、統一感のあるものがない。また、方針などは会議の前に示して、必要であれば意見調整などを行って開催しなくては、その場での意見が多く出れば、内容確認、方針決定の会議とはならない。少ない回数で、中身の濃い会議をお願いしたい	本協議会の会長は、静岡河川事務所長が行い、会務を統括し、会議を招集することとしており、幹事会の幹事長は、副所長（調査）が行うこととしております。また事務局は、静岡河川事務所が努めます。当日の議事進行や質疑において不安感を与えてしまい誠に申し訳ありません。今後は協議会・幹事会の構成員各位には事前共有を図るなど、円滑な議事進行と議案の決議に努めます
大井川右岸土地改良区					要領等について 現在は、それぞれのダム管理者が自ら規約を作るような形にみえるが、基本的には一つの考え方を守るような姿勢が必要で、説明を聞いても統一感が感じられない。要領のなくても「覚書」や「確認書」でもいいので、統一して守ることを本文とし、別表で該当する施設名や取扱いなどを明記する方法がいいと感じます。個々のダム管理者の責任ではなく、大井川水系全体で取り組むという形が必要ではないか。（ダム管理者としても）	本協議会は、既存ダムにおける洪水時の対応強化を目標に、関係行政機関等の緊密な連携による総合的な検討を行うため設立されたものです。当日会議で、このような統一感が感じられなかったことは事務局運営の不手際も有り誠に申し訳ありません。ダム操作の実施要領については、各ダム管理者がそれぞれの管理施設の状況に合わせて作成しており、一定のひな形はあるものの、個別具体的な事情により書きぶりが異なっております。同じ目標に向かい作成されたものでありますので多少の差違はご理解下さい。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
大井川広域水道企業団	長島ダムの利水容量 2100 万 m ³ （出水期）に対して、洪水調節可能容量 1669.2 万 m ³ を下限として事前放流を行うとあるが、当企業団においては、水道用水を供給する構成市（7市）に説明が必要と考えるため、どのような算出方法で当該数値となったか教えていただきたい。					長島ダムの洪水量を上限とし、3日間で低下することができる最大量として1669.2万m ³ と算出しています。
大井川広域水道企業団					<p>実施要領（案）について 長島ダム事前放流実施要領（案）第5条の5項では、 「事前放流操作を行っている場合には、中止時の貯水水位を維持する又はその後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとし、事前放流を継続する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。」 とされており、 当企業団の水利運用は、3時間以上の取水停止を継続すると運用に大きな支障が生じてしまうことや、赤松発電所の減電補償のことを考慮すると、事前放流後の水位回復時におきましても、下流利水補給を継続していただく必要があります。 については、畑産第一・畑産第二・井川ダム・奥泉ダム大規模洪水時事前放流実施要領（案）と同様に、「ただし、下流利水補給が必要な場合はこの限りでない。」旨の記述を追加していただきたい。</p>	「治水協定 5.事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置」との明記が記述されています。
大井川広域水道企業団					<p>治水協定に期待するところについて 近年の激甚化した水害を考慮すると、大井川の治水が向上することに、賛成である意見が多かった反面、事前放流による空振りを懸念する意見が多かった。本議題においては、事前放流による水利用が困難となった場合の説明はなく、この部分の不安を解消すれば、治水への期待はさらに向上すると思われる。当水道企業団は、水道用水を供給する構成市に対して、水利用が困難となった場合の説明をしており、この部分の不安を解消するために損失補填等の考え方を追求する責務があります。 そこで以下の内容を意見します。Q&A 集による回答では ・治水協定に補填の記載がなくとも、ガイドラインにある損失補填制度に定めるところにより補填される。 ・損失補填は、治水協定書「6.その他・この協定の定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。」の規定により、協議されることになる。 ・広報活動費や代替水源対策費用の損失補填については、その状況や合理的理由が必要となるが、市町等も対象となる。 とされており、しかしながら、損失補填が、どの段階、どのような手続き、どのような状況で対象となるのか、ガイドラインや Q&A 集の回答内容は、抽象的な表現しか書かれていないので不安です。については、その明確な基準づくりについて、どう考えているのか教示願います。</p>	今のところ損失補填に係る新しい情報はありません。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
大井川土地改良区				<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の既存ダム事前放流は、気象庁の予報で基準降水量を超える大雨が予想された場合や台風経路などによって3日前から放流ができるようになっている。 ・ このことは、あらかじめダムの水位を下げ治水のための貯水容量を確保し、台風接近や集中豪雨に伴う緊急放流を回避する狙いがあるものの、洪水調整のため事前放流する頻度が多いと利水ダムから用水を供給している既得水利権者としては大きなリスクが伴います。 ・ < 説明会の資料P16『事前放流による長島ダム下流の被害軽減効果』 > と示された長島ダムの下流の一級水系の指定区間（都道府県管理区間）では、河道掘削や嵩上げ等を集中的に実施することで、長島ダムの操作規則を改善することで、早期に治水安全性の向上を図る目的で「防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策」（水管理・国土局関係）予算化されている。令和2年度についても事業予定である。 ・ これらの工事によって長島ダム下流域の被害< 説明会の資料P16『事前放流による長島ダム下流の被害軽減効果』 > が軽減されるため、現時点でも協定書の基準降雨量の設定を引き上げる必要があると思われるかどうか？ 		<p>基準降雨量（案）については、県区間の河川整備計画の点検等、県管理区間の改修進捗に合わせて引上げていきます。（0522時点回答より）</p>
大井川土地改良区					<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前放流の量である貯水位低下量の算定の基礎値となる流域から流入する流入総量の算定予測値と実際値との開きはないか？想定される流入の総量は算出できると思われるが、背後が山間であり、地表の状況（土地の湿潤状態・飽和状態・乾燥状態、植栽の状況が四季によって異なる等）によって、地下への浸透や地表での保水などにより、ダムへの流入量及び到達時間に違いがある。 ・ また、近年では、局所的・集中的などの極端な降雨の傾向がみられることから、流域に雨が降る予測があっても、降る形態によっては予測が担保できない場合もある。 ・ したがって、予測値の確実性が担保できなければ、事前放流を行うことに対して危惧される。 ・ 多くの既存データを活用して（A1）を活用して降雨量やダムへの流入量を非常に高い精度と正確さがある予測し、ダムの放水量についても高い精度を構築し、事前放流の実施要領に反映してもらいたい。 	<p>予測値から事前放流を実施しますが、予測値については6時間毎に再度確認し、想定よりも雨量が少ないと判断された場合には事前放流を中止し、容量の確保へ移行できるようになっています。ただし、予測精度の向上は全国のダムでも課題となっている為、今後も精度向上に努めています。</p>
大井川土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定の別紙にある3日前から低下して確保できる洪水調節可能容量の算出根拠は？（堆砂量を考慮しているのか？） ・ 大井川水系河川整備基本方針や利水ダムの連続性と発電のための放流の実態等や長島ダムの洪水調節を十分に踏まえ、大井川水系における洪水調節に対するシミュレーションを総合的にを行い、水系実情に合った、利水ダムの洪水調節容量の検討を行い、見直しを必要があると思われるかどうか？ ・ さらに、利水ダムの堆砂量を浚渫することで調節容量を増やすことを今後検討する必要があるのではないかと思われる。 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時満水位から洪水量で放流し、ダム水位がダムクレストに達した以降は、（最大使用水量－平水容量）で放流した容量で算定。ダム貯水容量は、平成31年の測量結果を使用しており、現状の堆砂量を反映しています。 ・ 治水協定6項において、「効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じ見直しを行う」と規定しており、河川管理者様と協調して対応します。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について （治水効果と利水への影響）	その他	回答
大井川土地改良区	・5月27日の説明会で、事前放流後に水位が回復しなかった場合の損失補填の対象は、国土交通省及び水資源機構が管理するダム及び河川法第26条の許可を受けて1級水系に設置された利水ダムを有する者が対象であると説明を受け、当土地改良区のような河川自流取水の既得利水者も当然対象外であるとの回答でしたが、その時に、同じ利水をしているもので対応が分かれるのは好ましくないので、本省に問い合わせるとのことでしたが、どうでしたか？今後、損失補填については、具体的に詰めていく中で、補償の対象となりうる可能性はあるか？また、利水ダムの事前放流に伴う補填制度を創設し、2020年夏ごろに運用を始める方針ずると聞いていますが、具体的な内容はどうなっていますか？					今のところ損失補填に係る新しい情報はありません。
中部電力					河川利用者（砂利採取業者・漁業組合等）へ説明および理解獲得について、事務局でしっかり対応してもらいたい	河川管理者から砂利採取事業者へは、許可業者へ説明を予定しています。漁業協同組合へは、「大井川水系の安全な河川敷地利用のための協議会」の場で説明を予定しています。
中部電力					一般の方への周知方法（TVや広報等）についても考えて頂きたい。	一般の方への周知方法については、今後皆様と相談調整させていただきます。
中部電力					関係機関への通知は、事前放流実施要領で定めており、それ以外への通知については、事務局より実施して頂きたい。	・事前放流ガイドラインの8P「2. 5 事前放流の実施にあたっての留意事項」に、ダム管理者が行う事前放流を実施するにあたっての情報共有、操作規則・規程に基づく通知や一般に周知させるための措置が明記されています。 ・当事務所では、ダム管理者が情報共有する手段として、整備局で設定するメーリングリストによる情報共有を提案しています。
中部電力				資料-1のP17の「3ダム群による洪水調節イメージ」図について、 洪水量以上の流入があった時、洪水量での一定放流となっているが、畑窪第一ダム・井川ダムは、洪水量に達したら、ダム操作規程に基づく操作（遅らせ放流）を行うこととなっており、間違った印象を与えるため、タイトルを「3ダム群による洪水調節イメージ」ではなく、「良島ダムによる洪水調整イメージ」に修正願いたい。 若しくは、「畑窪第一ダム・井川ダムは、洪水量以上の流入があった場合、ダム操作規程で定められたダム操作を行う」旨の注釈を記載して頂きたい。		ご指摘の資料については、修正をお願いします。

機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
中部電力				資料-1のP17の表下の⑥の確保流量の記載ですが、畑産第一160m ³ /sは100m ³ /sですので、修正願いたい。		ご指摘の資料については、修正をおこないます。
東送工業用水道企業団					「長島ダム事前放流実施要領（案）」第4条の関係者への通知は、別紙関係機関で了承しましたが、大井川水系ダム管理連絡調整協議会員への周知はどのようにお考えでしょうか？（例えば、協議会員事務局へメールするか、国交省のサイトに各自アクセスしてもらうとか、特に周知は行わないとか）	ダム管理者からの関係機関への通知については、操作規則に定められている関係機関への通知としており、事前放流開始・終了についてはHPやtwitter等で周知としてしています。（長島ダム、中部電力） 当面は、上記の方法での実施を予定しています。
東京電力					資料の事前確認をお願いいたします。当日採決を採る場合は特にお願いたしません。事前配布されない場合は、後日メール等による意見集約や採決が行われることをお願いいたします。	協議会当日に採決を必要とする場合は、資料の事前確認をおこないます。
東京電力					・幹事会配付資料-1 p 3③の記載「洪水調節可能容量」について、「確保容量」や「予測雨量に応じた洪水調節容量」等に変更する。必ずしも洪水調節可能容量とはならないため。	資料-1 p 3③の記載を「確保容量」に修正します。
東京電力					・幹事会配付資料-1 p 3「長島ダム上流域の基準雨量」について、「当該ダム上流域の基準降雨量」とするか、「長島ダム上流域の基準降雨量を各ダム上流域の基準降雨量とする」等の記載に変更する。幹事会での質疑で確認された内容のため。	資料-1 p 3③の記載を「長島ダム上流域の基準降雨量を各ダム上流域の基準降雨量とする」に修正します。

照会事案						ver.200911
機関名（順不同・敬称略）	規約、協定書について	施設改良の工程表について	事前放流の調整状況の報告に	事前放流の運用について (治水効果と利水への影響)	その他	回答
東京電力					・幹事会配付資料－1 p 4「大井川長島ダム地点」の記載を、「当該ダム上流地点で」とする。幹事会での質疑で確認された内容のため。	資料－1 p 4の記載を、大井川長島ダム地点で4 8時間雨量が3 5 8 mm以上の降雨が予測された場合、の記載の下にカッコ下記で、（長島ダム上流域の基準降雨量を各ダム上流域の基準降雨量とする）を追記します。
東京電力					・幹事会配付資料－1 p 5「常時満水位から3日間で放流した場合の容量（施設保安のために必要な容量を上限）でダム管理者が設定したもの。」の記載を、「常時満水位から3日間で放流した場合の容量（一定の条件のもとで算定した洪水調節に利用可能な最大値）等に変更する。全てのダムの数値がカッコ書きの記載条件で算定されている訳では無いため。	資料－1 p 5の記載を、常時満水位から3日間で放流した場合の容量（一定の条件のもとで算定した洪水調節に利用可能な最大値）に変更します。
東京電力					・幹事会配付資料－1 p 1 2～1 3「ダム管理者から関係機関への連絡（案）」について、ダム管理者から関係機関へ連絡する必要性はあるか？一括して河川管理者から連絡することがないか？事前放流ガイドラインでは河川管理者がダム管理者へ連絡するという抜いまでのため。また、具体的関係機関を提示いただきたい。	ガイドライン2、 5 事前放流の実施にあたっての留意事項にダム管理者は、事前放流を実施するにあたっては、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、開始・中止の情報共有を図るものとする。との記載があります。ダム管理者からの関係機関への通知については、操作規則に定められている関係機関への通知としており、事前放流開始・終了についてはHPやtwitter等で周知するとしています。（長島ダム、中部電力） 当面は、上記の方法での実施を予定しています。
東京電力					・幹事会配付資料－1 p 2 3～2 5「流域治水プロジェクト」は、本協議会とは別扱い、本協議会では情報共有としての扱い、当プロジェクトと本協会の関係を記載。幹事会質疑で確認された無いようのため。	幹事会では、流域治水プロジェクトでの流域における対策の中に、治水協定による既存ダムの洪水調節機能強化も位置づけています。と説明をしています。ですが、治水協定に係る幹事会や協議会で、流域治水プロジェクトに関する議論を行うわけではありませんし、資料の記載にも齟齬があるわけではありません。機会があれば、流域治水プロジェクトの進捗等を治水協定に係る幹事会や協議会で報告いたします。